

逗子市森林整備計画書

計画期間

自	令和 5 年 4 月 1 日
至	令和 1 5 年 3 月 3 1 日

神奈川県

逗子市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
2	樹種別の立木の標準伐期齢	3
3	その他必要な事項	3
第2	造林に関する事項	3
1	人工造林に関する事項	3
2	天然更新に関する事項	4
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	6
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	6
5	その他必要な事項	6
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	6
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	6
2	保育の種類別の標準的な方法	7
3	その他の間伐及び保育の基準	9
4	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	9
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
3	その他必要な事項	11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	12
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	12
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	12
4	その他必要な事項	12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	12

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	12
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	12
5	その他必要な事項	12
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	13
第8	その他必要な事項	13
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	13
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	13
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	13
4	その他必要な事項	13
III	森林の保護に関する事項	13
第1	鳥獣害の防止に関する事項	13
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	13
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	13
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	13
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	13
3	林野火災の予防の方法	14
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	14
5	その他必要な事項	14
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	14
V	その他森林の整備のために必要な事項	14
1	森林経営計画の作成に関する事項	14
2	生活環境の整備に関する事項	14
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	14
4	森林の総合利用の推進に関する事項	15
5	住民参加による森林の整備に関する事項	15
6	その他必要な事項	15

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は神奈川県南東部に位置し、総面積1,728haで、地域森林計画対象民有林面積は、498haである。そのうちスギを主体とした人工林面積は175haであり、人工林率は35%で県平均より低い値である。また、人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本市においても人工林の間伐の推進及び住宅地周辺の森林の整備を積極的に実施することとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域森林計画で定める森林整備の考え方および本市の自然的・社会的条件を踏まえ、本市の森林全域を「身近なみどりを継承し再生するゾーン」と区分し、市民の生活環境保全を重視した森林資源を目指すものである。

具体的には、森林とのふれあい施設及びその周辺では、景観の維持向上が図られ、広葉樹の育成や歩道等の整備などが促進された森林、野外教育や環境教育の場、健康づくりやいきがいくりの場、芸術や文化の場として多くの市民が利用できる森林などが本市の目指す森林資源の姿である。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本市は昭和49年に制定した逗子市都市宣言「青い海とみどり豊かな平和都市」にもあるように、このまちの魅力として海と山の緑に代表される豊かな自然環境の存在があり、森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と諸機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施より健全な森林資源の維持造成を図る。また、宅地と近接している成熟した森林に対する計画的な整備が課題となっており、地域住民の森林に対する関心の高さから公益的機能の発揮に十分留意した森林整備を促進するものとする。

適切な森林整備を推進していくために、県、市、森林所有者等の相互の連携をより一層密にするとともに、市民参加による森林の維持管理の取り組みを広げ、森林の状況に合わせた適切な管理を進めることが重要となる。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者等で相互に連絡を密にして、地域森林計画に定める森林経営の受委託等による森林経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業後継者の育成等を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものを基本とする。なお、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、小面積かつ分散的に行うものとし、伐採面積は2ヘクタール以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20ヘクタールを限度とする。

択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して行うこととする。

(1) 単層林施業

単層林における主伐は、林地の保全に配慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐によることを基本とし、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置すること。

主伐の時期は、短伐期単層林については、原則として標準伐期齢に達した時期以降に、また、長伐期単層林については、標準伐期齢のおおむね2倍にあたる林齢以降に行うこととし、多様な木材需要への対応、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化や長期化を積極的に図りつつ、生産目標に応じた林齢で伐採すること。

伐採跡地については、適格な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽すること。

(2) 巨木林施業

巨木林における主伐は、下層植生の豊富な林齢100年生以上の針葉樹林を目標とすることを踏まえ、林地の保全に配慮して、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこと。伐採跡地については、適格な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽すること。

(3) 複層林施業

複層林における上層木の主伐は、下層木の保護及び更新の時期、方法に留意して慎重に行うこととし、主伐の時期は、おおむね単層林に準ずる。

(4) 混交林施業

混交林における針葉樹の抜き伐りは、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の生育のために必要な空間を確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの種類を選択すること。

(5) 広葉樹林施業

広葉樹林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこと。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注) 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

3 その他必要な事項

なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、ケヤキ、その他自然条件に適した郷土樹種及び品質	

注1) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

注2) スギ、ヒノキなどの針葉樹については、無花粉品種を含めた花粉症対策品種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	2,500～3,500	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500	

注1) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の樹冠占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。

注2) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

イ その他の人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則にする。なお、急傾斜地の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵を行い、林地の保全に努める。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区分	樹種名	備考
天然更新の対象樹種	コナラ、その他の高木性の在来種	
萌芽による更新が可能な樹種	同上	

注) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、次に示す天然更新の対象樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新するものとし、必要に応じて天然更新補助作業を実施するものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数(本/ha)
天然更新の対象樹種全て	10,000

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表掻き起こし	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土(A層)を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
受光伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払い等を行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽掻き	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

イ その他の天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が2m(※周辺の草丈(対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、高茎草本等)の高さ)以上のものがha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の状態を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

なお、上記の条件を満たすことが困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は、人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

天然更新の対象種の立木が 5 年生時点で、1 h a あたり 1 0, 0 0 0 本とする。

5 その他必要な事項

なし

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

単層林施業及び巨木林施業における間伐を実施すべき標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数等を基本とし、現地の自然条件、社会的条件等を踏まえ、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐材の選定方法を定め実施する。

また、施業の省力化・効率化の観点から、地質等に配慮しながら、列状間伐の導入も検討する。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢

樹種	間伐実施齢級・回数													備考			
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	X I	X II	X III…X IX		X X		
スギ				←————→			3 回										短伐期
				←————→										5 回		長伐期	
				←————→											7 回	巨木林	
ヒノキ				←————→			3 回										短伐期
				←————→										5 回		長伐期	
				←————→											6 回	巨木林	

注) 齢級とは、林齢を 5 年ごとに括ったもので、ローマ数字で標記する。

(2) 間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢					標準的な方法	備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		
スギ	2,500～ 3,500	15年	22年	30年	42年	55年	① 開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ② 間伐率 各回とも20～30%の率で林分により調整し、実施する。 ③ 間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④ 回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	
ヒノキ	2,500～ 3,500	18年	25年	35年	47年	60年	スギの①～④に準ずる。	

(3) 標準的な間伐の間隔

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	8年	13年
ヒノキ	9年	13年

2 保育の種類別の標準的な方法

単層林及び巨木林における保育の標準的な方法は、次に示す実施齢級及び回数を基本とするが、現地の自然条件、社会的条件を踏まえた、時期、回数、作業方法により実施する。特に下刈りについては、作業の省力化・効率化にも配慮すること。

(1) 保育を実施すべき標準的な林齢

保育の種類	樹種	保育実施齢級・回数													備考
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	
下刈	スギ	←→			7～9回										
	ヒノキ	←→			7～9回										
つる切	スギ	←→			1～2回										
	ヒノキ	←→			1～2回										
除伐	スギ	←→			1回										
	ヒノキ	←→			1回										
枝打	スギ	←→			3～4回										短伐期
		←→			4回以降必要に応じて実施										長伐期
	←→			3～4回										巨木林	
	ヒノキ	←→			3～4回										短伐期
		←→			4回以降必要に応じて実施										長伐期
	←→			3～4回										巨木林	

注) 齢級とは、林齢を5年ごとに括ったもので、ローマ数字で標記する。

(2) 保育を実施すべき標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢			標準的な方法
		初回	2回	3回	
下刈	スギ ヒノキ	7年生までに年1回(雑草木の状態によっては2年目、3年目には2回刈りを行う)			下刈は、造林木が雑草木より抜き出るまでに行い、その回数は、植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合は、7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切りを併せて行う。
除伐	スギ ヒノキ	10年			除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類やつる類を除去する。また、あわせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。
枝打	スギ ヒノキ	9年	13年	17年	枝打は、最下枝の直径が7～8cmになった時に実施する。枝打は丁寧な幹を傷つけないよう、また、枯れ枝を残さないように仕上げる。

3 その他の間伐及び保育の基準

(1) 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない二子山地区の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、5～8%の間伐率（林積）による間伐を実施することとする。

なお、施業にあたっては、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めるものとする。

(2) 下刈

雑草木の繁茂が著しく材木の成長が遅い森戸川上流の地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行うこと。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生息に支障をきたさないよう実施すること。

4 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源かん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1により定める。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2により定める。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	50年	55年	45年	60年	20年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表 1 により定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業、又はその他の森林施業を推進すべき森林の区域を、当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	80年	90年	70年	100年	20年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 区域の設定

当該森林の区域は次の基準を踏まえ、別表 1 のとおり定めるものとする。

- (2) 施業の方法

別表 2 により定める。特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	本市全域	498
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	本市全域	498
推進すべき森林 複層林施業を	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市の森林所有者の大部分は小規模所有者であり、林業の低迷、従事者の高齢化の進む現在において、林業での経営を維持することが非常に困難となっていることから、森林の経営の受委託等による経営規模の拡大を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の保育等各種事業の受委託の拡大を図りつつ、地域一体となった施業への参加を呼びかけていく。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合は、多彩な森林づくりや高度な技術を要する森林施業に対応するため、技術の水準の向上を推進し、雇用管理の改善や経営の合理化を留意して実施するものとする。

4 その他必要な事項

なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

放置されている森林の保育や管理を促進するため、施業の共同化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市で管理している情報や地域の人的ネットワークを生かし、森林所有者の合意形成を図るための場の提供と森林所有者相互の意見調整を図るものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、年次別の実施計画に基づき、施業は可能な限り共同で行うか、林業事業者等への共同委託により行い、代表者等により進行管理を行うよう、留意して実施するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

なし

5 その他必要な事項

なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林所有者に対し、森林及び林業の社会的意義や役割、魅力等についての普及啓発に努めるとともに、県や関係団体等が行う講習会等を通じて森林管理の技術の普及に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

なし

4 その他必要な事項

なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当無し

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫の防除対策については、保安林、その他制限林の指定を受けた松林など、将来にわたり保全すべき貴重な松林において、集中的かつ継続的な防除策を実施する。

また、ナラ枯れ被害については全量の駆除等が困難なことから、倒木した場合に危険な被害木や景観面や歴史的、文化的価値のある樹木の保全を優先して対策を行う。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生動物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した樹木保護対策に努める。

3 林野火災の予防の方法

標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、市の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

(1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

(3) IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域の自然を保全・活用しようとする機運の高まりに応え、市民の組織する団体が行うボランティアによる森林の整備や自然観察会、清掃等の様々な活動に対し、まちづくり政策の一環として支援し、地域の活性化を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

市内の緑地を活用して、野外教育や環境教育の場として、また、健康づくりやいきがづくり、癒し・安らぎの場として、多くの市民から森林の利用への期待が高まっている。こうした要請に応えるため、森林の変化に対応した里山としての利用の方策を市民や地域住民と共に検討し、地域のニーズに応じたいきいきとした交流の場や自然学習、自然体験の場の創出、活用に努める。

5 住民参加による森林整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の緑地を、市民や地域住民の参加による緑地アダプト（里親）制度により緑地の維持、保全に努める。

野外教育や環境教育の場、健康づくりやいきがづくりの場、芸術や文化の場として、多くの市民から森林の利用への期待が高まっている。こうした要請に応え、森林と人との共生林では、森林の保全に関して県・市・森林所有者等の合意形成の場を提供し、連携した森林の利用・整備を促進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

なし

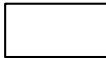



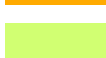
6 その他必要な事項

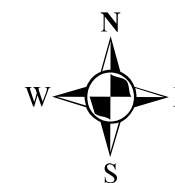
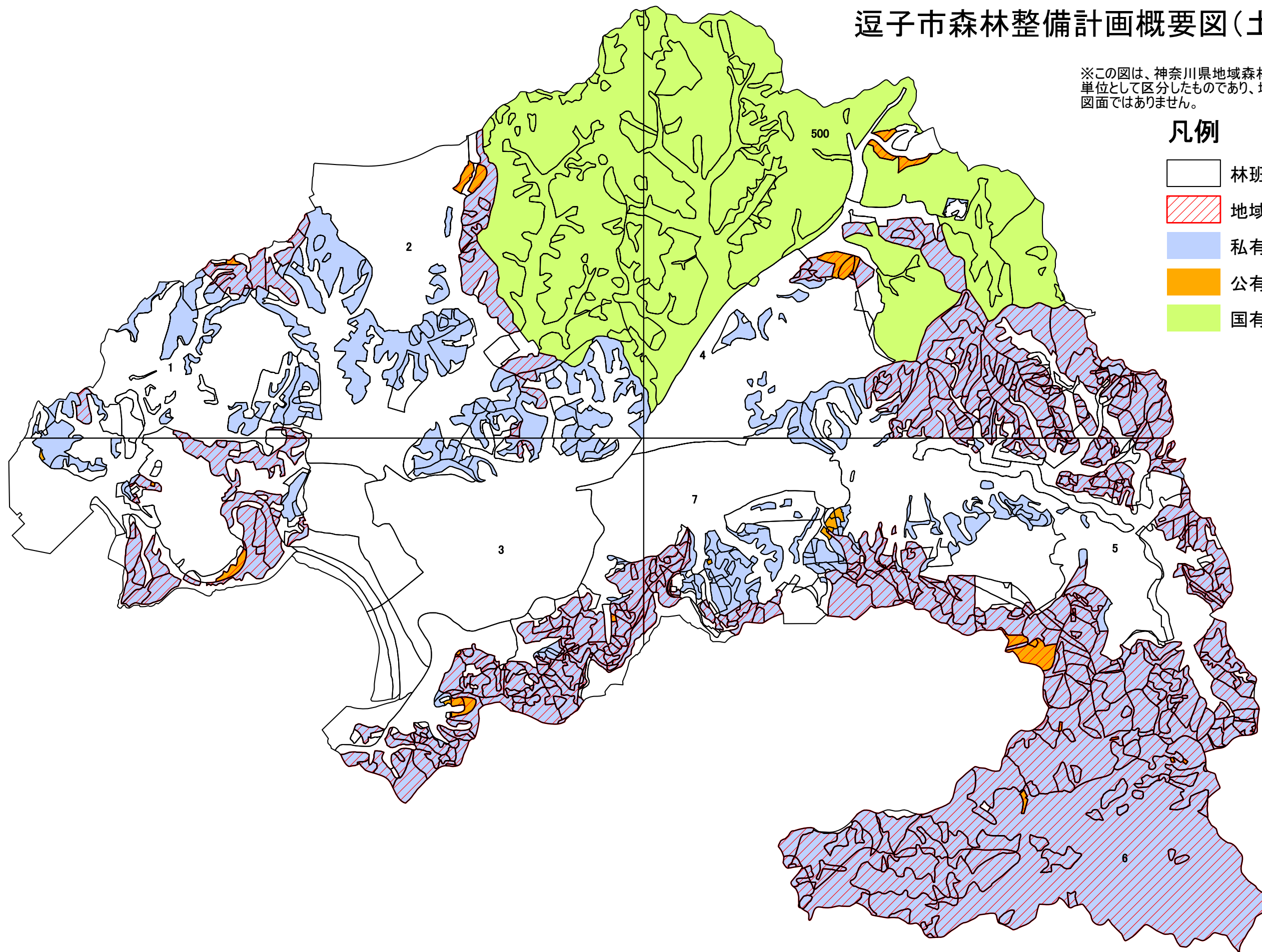
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業方法を踏まえた上で、森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の行政機関との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

逗子市森林整備計画概要図(土地利用)

※この図は、神奈川県地域森林計画における林分(ポリゴン)を単位として区分したものであり、地番や筆界を正確に反映した図面ではありません。

凡例

-  林班(数字は林班番号)
-  地域森林計画対象民有林
-  私有林
-  公有林
-  国有地



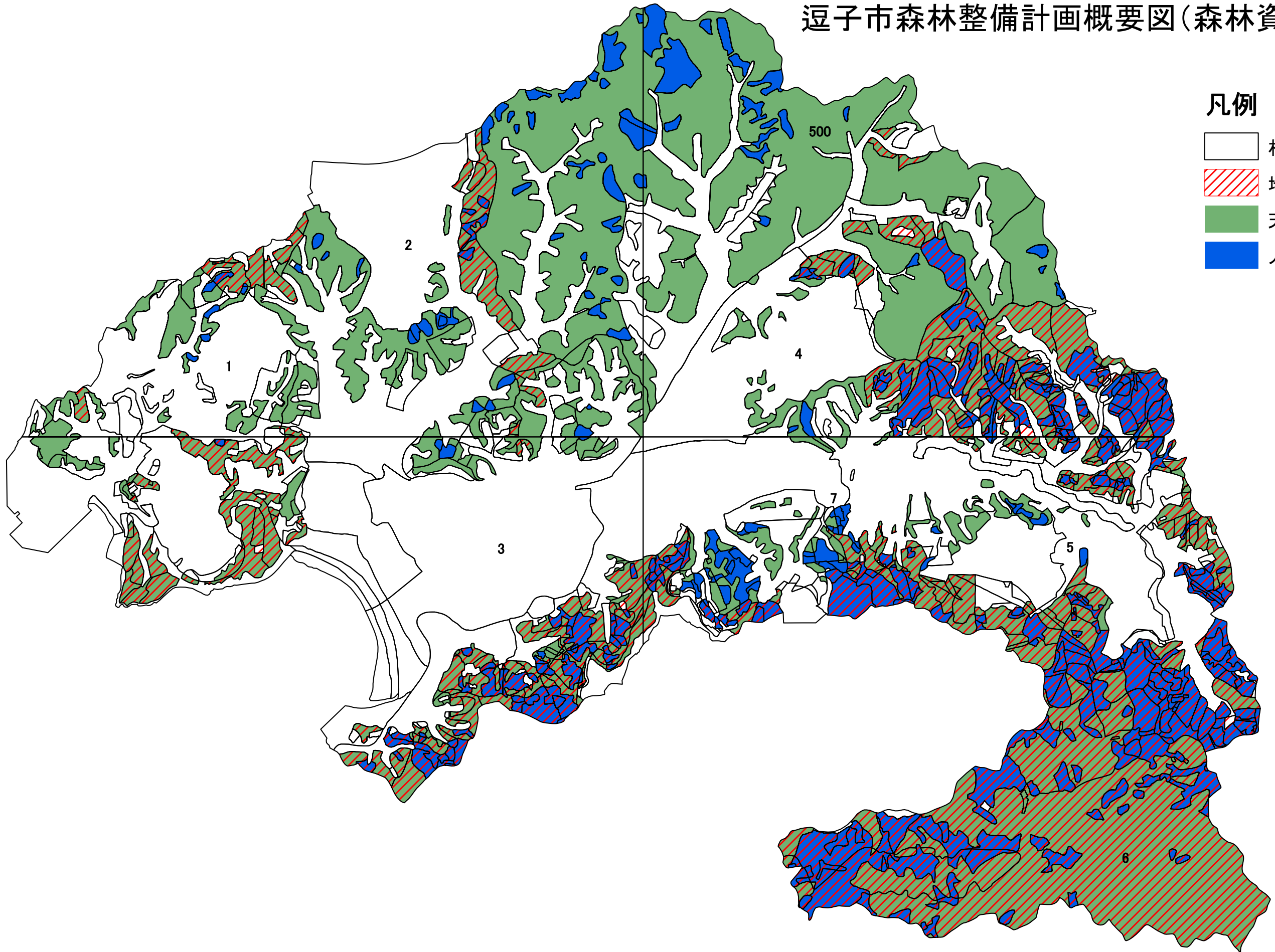
1:20,000

0 0.25 0.5 1 1.5 2 キロメートル

逗子市森林整備計画概要図(森林資源状況)

凡例

- 林班(数字は林班番号)
- 地域森林計画対象民有林
- 天然林
- 人工林



0 0.25 0.5 1 1.5 2 キロメートル 1:20,000